

「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の公表

火を使用しない新たなたばこ（加熱式たばこ）の市場が急速に拡大する中、これらの火災発生危険を検証・整理するなどして、消防法令等の適用及び安全対策を整理するため、消防庁では、「加熱式たばこ等の安全対策検討会」（別添1：委員名簿）を開催した結果、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。

【検討結果（別添2参照）】

1 加熱式たばこ等の火災発生危険について

加熱式たばこ3製品（IQOS 2.4PLUS、Ploom TECH、glo）の火災発生危険及び安全装置等について確認したところ、様々な安全対策に取り組みられており火災発生危険が紙巻たばこより低いことがわかった。

2 喫煙規制及び火気規制について

(1) 喫煙規制の扱いについて

- ・ このような安全対策に取り組みられた加熱式たばこが普及すれば、たばこ火災の低減に一定の効果がある。
- ・ 今後新たな製品や互換品の出現が想定されること等に鑑みれば、加熱式たばこの使用について、現時点で消防法や火災予防条例（例）で定める喫煙規制の対象外であると一律で判断することは困難である。
- ・ 今回の検討会の検討内容を踏まえた安全性を確認するための規格や基準などによって客観的な評価が行われることとなった際に、喫煙規制の適用について判断されることが望ましいと考えられる。

(2) 危険物施設の火気規制について

- ・ 危険物施設における火気規制については、火災発生危険のある製品が使用される危険性を排除できないこと、加熱式たばこが使用された場合に従来の紙巻たばこ見分けることができないこと等から、危険物を貯蔵し又は取り扱う場所において使用しない運用とすることが安全管理上適当である。

3 資料の入手方法

別添1、別添2及び報告書については、総務省ホームページの「報道資料」欄に、また、消防庁ホームページの「報道発表」欄に、本日（29日（金））14時を目処に掲載するほか、総務省消防庁予防課（総務省3階）において閲覧に供するとともに配布します。



（連絡先）消防庁予防課 島村補佐、柏原係長
TEL：03-5253-7523（直通）FAX：03-5253-7533

加熱式たばこ等の安全対策検討会 委員名簿

<学識経験者>

- ◎ 関澤 愛 東京理科大学総合研究院教授
○ 松山 賢 東京理科大学国際火災科学研究科火災科学専攻教授
島沢 二三子 主婦連合会

<関係団体>

- 関 琢史 一般社団法人日本たばこ協会事務局長
武田 基樹 全国たばこ販売協同組合連合会総務部長
竹田 和弘 一般社団法人電池工業会二次電池第2部会技術委員会委員
千葉 博 公益財団法人日本防災協会技術部審議役兼試験室長

<消防本部>

- 谷山 明子 東京消防庁予防部査察課長
塩谷 雅彦 千葉県消防局予防部予防課長
小川 晶 川崎市消防局予防部危険物課長

<消防庁>

- 田村 裕之 消防大学校消防研究センター大規模火災研究室長

<オブザーバー>

- 日本たばこ産業株式会社
フィリップモリスジャパン合同会社
ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン合同会社

(◎…座長、○…座長代理)

「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の概要

目的

たばこ火災が住宅火災における死者の発生原因の上位を占めている中、火を使用しない新たなたばこ（加熱式たばこ）の市場が急速に拡大しており、これらの火災発生危険を検証・整理するなどして、消防法令等の適用及び安全対策を整理する。

加熱式たばこの例



比較実験



調査事項

結果

1 加熱式たばこの火災発生危険及び安全装置について

加熱式たばこ3製品（IQOS 2.4PLUS、Ploom TECH、glo）の火災発生危険及び安全装置等について事業者提出資料等に基づき確認したところ、たばこ葉を燃焼させておらず、機器の外周部の温度は数十度であり、様々な安全措置が施されていることがわかった。

2 たばこを原因とする火災の実態について

住宅におけるたばこ火災では、布団類に着火したと思われる火災が多く、布団類に着火すると死者の発生につながる。また、消えていないたばこをごみ箱等に直接捨てたり、喫煙後の消火が不十分なことにより火災が発生する例が多い。

3 紙巻たばこと加熱式たばこの火災発生危険の比較検証について

たばこ火災の実態分析結果に基づき、たばこ火災が発生しやすい条件を再現し、紙巻たばこと加熱式たばこ3製品の火災発生危険を比較する実験^(※)を行ったところ、加熱式たばこ3製品はいずれもたばこ火災を発生させないことがわかった。

(※) 紙巻たばこで死者の発生につながりやすい寝たばこを想定した実験やごみ箱への直接廃棄、消火不十分を想定した実験

まとめ

- 加熱式たばこ3製品の火災発生危険及び安全装置等について確認したところ、様々な安全対策に取り組みられており火災発生危険が紙巻たばこより低いことがわかった。
- このような安全対策に取り組みられた加熱式たばこが普及すればたばこ火災の低減に一定の効果がある。
- 一方で、加熱式たばこに今後新たな製品や互換品の出現が想定されること等に鑑みれば、加熱式たばこの使用について、現時点で消防法や火災予防条例(例)で定める喫煙規制の対象外であると一律で判断することは困難である。
- 危険物施設における火気規制については、火災発生危険のある製品が使用される危険性を排除できないこと、加熱式たばこが使用された場合に従来の紙巻たばこと見分けることができないこと等から、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において使用しない運用とすることが安全管理上適当である。
- 今回の検討会の検討内容を踏まえた安全性を確認するための規格や基準などによって客観的な評価が行われることとなった際に、喫煙規制の適用について判断されることが望ましいと考えられる。